



これはどうしてもしなければならぬのでありますて、最小限度の改正を今回も提案をしたわけでございます。

○千葉信君 いろいろな経済情勢、国民生活の現状等から考へても、官庁事務の増減等に伴つて、ある程度の官庁機構内部における定員の状態に対して検討を加えて行くということは、私はこれもあり得ることで、その問題についてとやかく言うつもりはないのです。それからまた今、川島さんが言われた人員整理を目的とした行政機構の改革等については、政府としてはやらない、今のところやらないつもりである。この点は私は御答弁は了承できるのであります。しかし一面から言うと、そういうあらかじめ精神を持った人員整理をやるなどという目標のもとに行われる機構改革の点については、これはやらないことは私は了承できませんけれども、しかし今の行政各部の機構の中に、当然それは改廃、併合、もしくは拡大を必要とするような機構が少いぶんあると思うのです。そういう点の機構改革等について政府としてはどういう用意があるのか、その点についての御答弁はなかつたようですが。

○國務大臣(川島正次郎君) 社会情勢の変化に伴いまして行政機構を拡大しなければならぬという意見はいろいろ出ております。たとえばスポーツ関係においてスポーツ局を置きたいといふ議論もありますし、また観光関係につきまして、特に観光局を置いて、外国からして観光客を誘致することに力を注ぐ必要がありますのじやないかといふ意見がいろいろあるのでござりますし、これらはまだ政府としては検討中でありまして結論は得出おりません。

もちろん國のために必要な機構の改革はやるのでありまするけれども、機構法ですね、定員法の改正案によるそれがいたずらに膨張しないように、なるべく膨張を抑えるように、国費がかさまないようにという点に重点をおきまして機構改革のことをいろいろ考えておるわけでありまして、ただいま御審議を願つてます以外に、差し当つて今国会に何を出すかということについてはまだ決定しておりませんが、そう大した大きな法案を出すような計画はございません。

○千葉信君 先ほどの川島さんの御答弁の中に、政府としては極力人員の増大、定員の膨張を避ける方針であるといふお話をございましたが、私はその限りでは了承できますが、しかり定員法の制定當時から、もうすでに問題をはらんでおりましたのですが、それは吉田内閣の下に行われた定員法の制定によって、非常に當時の状態にそぐわない無理な定員法の制定が行われた。その後における定員法の改正に当つても依然として今回と同じように单なる、極論すれば腰だめ方式による定員の改廃が行われたに過ぎない。こういふ関係から行政機構の中にある特別職を除いた一般職の職員、國家公務員法による一般職の職員、そのうちのこの定員内の定員はこれは現行も、それから提案されている新らしい定員法に基づく定員内の職員については了承すしないが、実はその過過ぎはしないか、実はその過過ぎはしないかといふ問題について、この内閣委員会で審議しているある省の設置法の改正案について質問いたしましたところ

をしているその省の現状から言えば、まことにいうよに、という点に重点をおきまして機構改革のことをいろいろ考えておるわけでありまして、ただいま御審議を願つてます以外に、差し当つて今国会に何を出すかということについてはまだ決定しておりませんが、そう大した大きな法案を出すような計画はございません。

○千葉信君 先ほどの川島さんの御答弁の中に、政府としては極力人員の増大、定員の膨張を避ける方針であるといふお話をございましたが、私はその限りでは了承できますが、しかり定員法の制定當時から、もうすでに問題をはらんでおりましたのですが、それは吉田内閣の下に行われた定員法の制定によって、非常に當時の状態にそぐわない無理な定員法の制定が行われた。その後における定員法の改正に當つても依然として今回と同じように单なる、極論すれば腰だめ方式による定員の改廃が行われたに過ぎない。こういふ関係から行政機構の中にある特別職を除いた一般職の職員、国家公務員法による一般職の職員、そのうちのこの定員内の定員はこれは現行も、それから提案されている新らしい定員法に基づく定員内の職員については了承するとしても、今度はその定員内の職員でない一般職の職員が非常に多過ぎはしないが、実はその過過ぎはしないかといふ問題について、この内閣委員会で審議しているある省の設置法の改正案について質問いたしましたところ

として、ただいま御審議を願つてます以外に、差し当つて今国会に何を出すかということについてはまだ決定しておりません。

○千葉信君 先ほどの川島さんの御答弁の中に、政府としては極力人員の増大、定員の膨張を避ける方針であるといふお話をございましたが、私はその限りでは了承できますが、しかり定員法の制定當時から、もうすでに問題をはらんでおりましたのですが、それは吉田内閣の下に行われた定員法の制定によって、非常に當時の状態にそぐわない無理な定員法の制定が行われた。その後における定員法の改正に當つても依然として今回と同じように定員法を幾ら減らしたって、ふやかさないことを、責任者がこの委員会で申し上げたように、今度の定員法であります。つまりその省の責任者が今までの現状には沿いませんが、その大した大きな法案を出すような計画はございません。

○千葉信君 先ほどの川島さんの御答弁の中に、政府としては極力人員の増大、定員の膨張を避ける方針であるといふお話をございましたが、私はその限りでは了承できますが、しかり定員法の制定當時から、もうすでに問題をはらんでおりましたのですが、それは吉田内閣の下に行われた定員法の制定によって、非常に當時の状態にそぐわない無理な定員法の制定が行われた。その後における定員法の改正に當つても依然として今回と同じように定員法を幾ら減らしたって、ふやかさないことを、責任者がこの委員会で申し上げたように、今度の定員法であります。つまりその省の責任者が今までの現状には沿いませんが、その大した大きな法案を出すような計画はございません。

○千葉信君 先ほどの川島さんの御答弁の中に、政府としては極力人員の増大、定員の膨張を避ける方針であるといふお話をございましたが、私はその限りでは了承できますが、しかり定員法の制定當時から、もうすでに問題をはらんでおりましたのですが、それは吉田内閣の下に行われた定員法の制定によって、非常に當時の状態にそぐわない無理な定員法の制定が行われた。その後における定員法の改正に當つても依然として今回同じように定員法を幾ら減らしたって、ふやかさないことを、責任者がこの委員会で申し上げたように、今度の定員法であります。つまりその省の責任者が今までの現状には沿いませんが、その大した大きな法案を出すような計画はございません。

○千葉信君 私はどうもただいまの答弁を承りておりますと、実際の状態をよく御承知なしに答弁をしておられる形跡濃厚だと思う。まず第一は、全然業務費その他でもつてその給料が支給されていた、人件費とは関係ないのだという、こういふ御答弁は、常勤労働者等の数字を私申し上げておるのであります。ですから、その点について業務費の中から出ているんだという格好でこの問題を扱われてはならないと思う。それから、最初はともかくにも定員がこれまでであります。ですから、その点について業務費から支出をしていきました、その定員外の職員を使う場合には、これはもうほんとうに臨時のもので自然発生的なもので、そうし

るのではありません。たゞ一つ問題が、この内閣委員会で審議しているある省の設置法の改正案について質問いたしましたところ

の人員の増大はなるべく抑制するなどということを言つても、現実にこういった職員を使わなければ仕事ができない場合に、それを方針としている。しかし方針としては、ただいま御審議を願つてます以外に、差し当つて今国会に何を出すかということについてはまだ決定しておりません。

○千葉信君 私はどうもただいまの答弁を承りておりますと、実際の状態をよく御承知なしに答弁をしておられる形跡濃厚だと思う。まず第一は、全然業務費その他でもつてその給料が支給されていた、人件費とは関係ないのだという、こういふ御答弁は、常勤労働者等の数字を私申し上げておるのであります。ですから、その点について業務費の中から出ているんだという格好でこの問題を扱われてはならないと思う。それから、最初はともかくにも定員がこれまでであります。ですから、その点について業務費から支出をしていきました、その定員外の職員を使う場合には、これはもうほんとうに臨時のもので自然発生的なもので、そうし

てそれがだんだん長くなるうちに、全く自然発生的なものが恒久的なものになってしまったのだろう、こういふ御答弁ですが、これはもう全然そらではなくて、初めから一定の職員の数がどうしても必要なに無理な定員法を制定したために、こううワク外にはめられてしまっている。しかもその職員諸君は全く臨時に採用されているところじやなくて、もう定員法制定以来五年も六年も継続して勤務をしている諸君がたくさんいるのです。それからその仕事の内容等についても、これは定員内における職員なんかと、その担当している仕事が全く違うのだといふよなことをお考えになつては、それば、これはとんでもない間違います。御承知の通りに、常勤労務者、それから常勤的非常勤職員、特にその常勤的非常勤職員という格好で日々雇い上げられてる職員の諸君が、どういう仕事を担当しているかということについては、これが申し上げるよりも、ついこの二月と四月に農林省関係の職員に対する裁判、それから建設省の職員に対する人事院の判定が出ているのです。そ

うすると、判定の中にはつきり書いてありますことは、たとえば具体的には地方における建設事務所には定員内の職員は一人もない。定員内の職員は一人もないで常勤労務者が事務をとることは技術を担当している、全然その定員内の職員が担当すべき事務と変わらない仕事をやっている。これはもう人事院の判定を川島さんたちはそういう問題の直接の責任者じやなくても、こういふ問題についても当然責任を持たれなければならない立場の人ですから、私









不見識きわまる態度だと言わざるを得ません。

第一にお尋ねしたいことは、先ほど申し上げたように、これは一休諒問機関なのか、決議機関なのかという問題、第二の問題として出でることは、ほんとうに長官は公務員制度調査会や行政審議会が一つの答申を出したならば、この速記録にあるように、この答申に基いて公務員制度全般の改革を断行するだけの意思があるかどうか。

ことに定員法に基いて、定員は削減して行こうとするのが今の内閣の態度であるが、もし公務員制度調査会において正しい公務員制度のあり方といふものが勧告された場合には、実際それをいかなる妨害も排除して断行するだけの用意があるのかどうか。

第三の問題として、私は先ほど申し上げたように、そういう諒問の答申がなれば、あるいはそういう諒問機関の建議がなければ、手をつけられないという態度は怠慢至極だと考えております。この点は一体今の内閣はあるいは行政管理庁長官としては、機構改革の問題も、先ほどから論議されておる事務分配の問題も、あるいはまた公務員制度の問題も何らの策もないのかどうか。何もありませんとおっしゃるのならば、それだけつこうであります。この点を一つ御答弁願いたいと思います。

○国務大臣(川島正次郎君) ただいま

お示しのような各委員会はいずれも諒問機関であつて、決議機関ではございません。しかしこの内閣内にある委員会でありますからして、政府としてはそのままそれをすぐには法文に直すということは、これはいたしませんけれども、

れを法文化することは当然でござります。現在世間でいろいろ議論になつて申しますが、これは全部が地方制度調査会の答申に基いておるので、地方制度調査会の中には国会議員として各党

おられます地方自治法の改正案にいたしましたが、これは全部が地方制度調査会の答申に基いておるので、地方制

度調査会の中には国会議員として各党の人も入っておりますし、まだ学識経験者もおるのであります。その答申に基いて成案にして、今日提案しておるわけでありますと、政府の責任においてこれはむろん提案するのでありますからして、答申のものを提案するとは言いかねるのであります。

その答申を尊重して出すことは、これは当然であります。現内閣はまだ成案でもつて熱心に委員が研究しているのでありますからして、それを尊重する意味におきましても、その結論を待つて成案を作ると、いうのは、現内閣としては当然となるべき態度であると、こう私どもは考へておるわけであります。調査会と内閣の考え方はどういう関係に立つておるわけでござります。

○田畠金光君 大臣の御答弁は信じられないのです。一体ただいま地方財政の再建法案について、地方制度調査会の意見をそのまま実行したとおっしゃるが、その点を見せてもらいたい。先ほど私が申し上げたように、こ

とも、十分答申の趣意を尊重して、こ

れを法文化することは当面でござります。現在世間でいろいろ議論になつて申しますが、これは全部が地方制度調査会の答申に基いておるので、地方制

度調査会の中には国会議員として各党の人も入っておりますし、まだ学識経験者もおるのであります。その答申に基いて成案にして、今日提案しておるわけでありますと、政府の責任においてこれはむろん提案するのでありますからして、答申のものを提案するとは言いかねるのであります。

その答申を尊重して出すことは、これは当然であります。現内閣はまだ成案でもつて熱心に委員が研究して

いるのでありますからして、それを尊重する意味におきましても、その結論を待つて成案を作ると、いうのは、現内閣としては当然となるべき態度であると、こう私どもは考へておるわけであります。調査会と内閣の考え方はどういう関係に立つておるわけでござります。

○田畠金光君 大臣の御答弁は信じられないのです。一体ただいま地方財政の再建法案について、地方制度調査会の意見をそのまま実行したとおっしゃるが、その点を見せてもらいたい。先ほど私が申し上げたように、こ

とも、十分答申の趣意を尊重して、こ

れを法文化することは当面でござります。現在世間でいろいろ議論になつて申しますが、これは全部が地方制度調査会の答申に基いておるので、地方制

度調査会の中には国会議員として各党の人も入っておりますし、まだ学識経験者もおるのであります。その答申に基いて成案にして、今日提案しておるわけでありますと、政府の責任において

これはむろん提案するのでありますからして、答申のものを提案するとは言いかねるのであります。

その答申を尊重して出すことは、これは当然であります。現内閣はまだ成案でもつて熱心に委員が研究して

いるのでありますからして、それを尊重する意味におきましても、その結論を待つて成案を作ると、いうのは、現内閣としては当然となるべき態度であると、こう私どもは考へておるわけであります。調査会と内閣の考え方はどういう関係に立つておるわけでござります。

○国務大臣(川島正次郎君) ただいま御指摘の補助金の問題でありますと、補助金制度がありまして、それがために地方の負担金が過重になつて地方財政が赤字になるということも、これは從来事実であります。

ただいま御指摘の補助金の問題でありますと、補助金制度がありまして、それがために地方の負担金が過重になつて地方財政が赤字になるということも、これは從来事実であります。

これは補助金に対しましては国の負担を多くしまして、地方負担をできるだけ軽減して補助金を与えるがために、地

方財政が膨張をすることのないような措置をとつておるわけであります。國の補助金の補助率はこれを改訂をいたしませんけれども、単純の見積りにお

いて改訂を全部にいたしております。たとえば老朽学校の建築に対する補助金、これは半額補助でありまして、率りに改訂いたしませんけれども、從來坪当りの建築費を二万七千円と見て、その計算に基いた補助金を出しておったのですが、現実は二万七千円ではどうていでないの、これを相当実際に合うような単価を見積り直して国の補助金を出す、従いまして地方の負担も減つてくる。まあこうした事柄が農林関係、建設関係、文部関係、厚生関係、各省の関係においてそれぞれただいま話し合いをしている最中であります。この点からも補助金のために地方の負担がふえるという点は、これは縮減できるのではないかといふことを考えております。地方財政を再建するために地方の負担を軽くするには、まあ手この手いろいろの点からやるのであります。御指摘のようない点についても十分考慮を払つてやつておるわけであります。

○委員長(新谷寅三郎君) お詫びいたしましたが、川島長官に対する御質疑はまだあると思いますが、本日はこの程度で一応打ち切りまして、明後日の委員会で引き続いだ總括質疑を続行していくべきだと思います。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に国家公務員制度及び恩給に関する調査を議題にいたします。

本日は駐留軍労務者の退職手当に関する件を議題として御審議を願いたいと思います。

○千葉信君 問題の性質といふのは、これは駐留軍の労務者に対する退職手当の問題で、從つてその関連する、国際的な問題である点も考えまして、この

葉君の話のように速記をとめて鑑談的に話を聞きたいということでおりますが、さよう取り計らいまして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさように取り計らいます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

六月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機関職員定員法中一部改正に関する請願(第七五〇号)

一、元満州國日本人官吏の恩給に関する請願(第七五九号)

一、恩給不均衡是正に因する請願(第七六〇号)

一、石川県の地域給に関する請願(第七七八号)

一、富山県魚津市の地域給に関する請願(第七九〇号)

一、茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願(第八一〇号)

○委員長(新谷寅三郎君) 次に国家公務員制度及び恩給に関する調査を議題にいたします。

本日は駐留軍労務者の退職手当に関する件を議題として御審議を願いたいと思います。

○千葉信君 問題の性質といふのは、これは駐留軍の労務者に対する退職手当の問題で、從つてその関連する、国際的な問題である点も考えまして、この

葉君の話のように速記をとめて鑑談的に話を聞きたいということでおりますが、さよう取り計らいまして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさように取り計らいます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

六月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機関職員定員法中一部改正に関する請願(第七五〇号)

一、元満州國日本人官吏の恩給に関する請願(第七五九号)

一、恩給不均衡是正に因する請願(第七六〇号)

一、石川県の地域給に関する請願(第七七八号)

一、富山県魚津市の地域給に関する請願(第七九〇号)

一、茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願(第八一〇号)

○委員長(新谷寅三郎君) 次に国家公務員制度及び恩給に関する調査を議題にいたします。

本日は駐留軍労務者の退職手当に関する件を議題として御審議を願いたいと思います。

○千葉信君 問題の性質といふのは、これは駐留軍の労務者に対する退職手当の問題で、從つてその関連する、国際的な問題である点も考えまして、この

葉君の話のように速記をとめて鑑談的に話を聞きたいということでおりますが、さよう取り計らいまして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさように取り計らいます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

六月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機関職員定員法中一部改正に関する請願(第七五〇号)

一、元満州國日本人官吏の恩給に関する請願(第七五九号)

一、恩給不均衡是正に因する請願(第七六〇号)

一、石川県の地域給に関する請願(第七七八号)

一、富山県魚津市の地域給に関する請願(第七九〇号)

一、茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願(第八一〇号)

○委員長(新谷寅三郎君) 次に国家公務員制度及び恩給に関する調査を議題にいたします。

本日は駐留軍労務者の退職手当に関する件を議題として御審議を願いたいと思います。

○千葉信君 問題の性質といふのは、これは駐留軍の労務者に対する退職手当の問題で、從つてその関連する、国際的な問題である点も考えまして、この

葉君の話のように速記をとめて鑑談的に話を聞きたいということでおりますが、さよう取り計らいまして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさように取り計らいます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

六月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機関職員定員法中一部改正に関する請願(第七五〇号)

一、元満州國日本人官吏の恩給に関する請願(第七五九号)

一、恩給不均衡是正に因する請願(第七六〇号)

一、石川県の地域給に関する請願(第七七八号)

一、富山県魚津市の地域給に関する請願(第七九〇号)

一、茨城県水戸市合併区域の地域給に関する請願(第八一〇号)

○委員長(新谷寅三郎君) 次に国家公務員制度及び恩給に関する調査を議題にいたします。

本日は駐留軍労務者の退職手当に関する件を議題として御審議を願いたいと思います。

○千葉信君 問題の性質といふのは、これは駐留軍の労務者に対する退職手当の問題で、從つてその関連する、国際的な問題である点も考えまして、この

葉君の話のように速記をとめて鑑談的に話を聞きたいということでおりますが、さよう取り計らいまして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) それではさように取り計らいます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

第一〇号 昭和三十年六月十一日

受理

富山県魚津市の地域給に関する請願

請願者 富山県魚津市長 金光

邦三

紹介議員 三好 英之君 宮田 重文君

富山県魚津市は、富山県東部地帯の経済的中枢都市として重要な地位を占め、中央、地方の諸官庁並びに出先機関が集約して設置され、また氷見、新湊の漁港と共に県下の三大漁港として著名であり、貨客はふくそくし、生活水準、諸物価等は、人口相当の他都市を上回る状態であるから、同市の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の件を付託された。

一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

第六条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 賠償及び国際協力に関する事務の取りまとめをすること。

この法律は、公布の日から施行する。